

勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託公募型プロポーザル募集要項

次のとおり、勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託を施行するにあたり、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うので、参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

1. 委託業務名

勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託(以下「委託業務」という。)

2. 委託業務の目的

本業務は、大分市上下水道事業管理者が指示する箇所において、配水管として使用されている亜鉛メッキ鋼管(GP)等の解消を目的とする。

3. 業務場所、業務内容及び履行期間

- (1)業務場所 勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託仕様書で定める箇所
- (2)業務内容 ①亜鉛メッキ鋼管(GP)の解消 20 箇所(解消延長 L=1351m)
②上記①に関する事前調査、地元や地権者との協議・調整、概略設計、道路許可関係申請書等の作成、施工、施工監理、数量計算書の作成及びそれに附帯する業務
- (3)履行期間 契約締結日から令和 9 年 12 月 17 日まで

4. 提案上限額

97,196,000 円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)

提案見積額は、提案上限額から消費税及び地方消費税相当額を減じて得た額(小数点以下の端数を切り捨てた額)を超えてはならないものとする。

5. 参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2)公告日において、大分市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査要綱(平成 18 年大分市水道局告示第 20 号)により、配水管布設工事について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3)公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 12 年大分市告示第 477 号)又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 21 年大分市告示第 553

- 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 24 年大分市告示第 377 号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 公告日以前の 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行 若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (7) 建設業法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業の許可又は同項第 2 号に規定する特定建設業の許可を有している者であること。
- (8) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく主たる営業所(本店)が大分市内にあること。
- (9) 大分市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査要綱による令和 8 年度における**配水管布設工事**が、**A 等級**に格付けされている者であること。
- (10) 建設業法第 26 条に規定される**水道施設工事**における技術者を配置できること。
- (11) 「配水用ポリエチレンパイプシステム協会」主催の水道配水用ポリエチレン配管施工講習の受講証の交付を受けている配管技能者、又は、旧団体名「水道ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」の両団体協賛で開催された技能講習会の受講修了者である配管技能者を配置できること。
- ※(10)、(11)は兼任も可とする。
- (12) 応募者は複数者による共同履行も可とする。その際は、共同で履行を行う複数者(以下「共同企業体」という)の中から本プロポーザルに係る代表者を選定すること。その者は、共同企業体を代表して、本プロポーザルに係る連絡調整等を上下水道局との間で行うものとし、共同企業体を構成するすべての者は、本条(1)～(8)及び(10)(11)の要件に、共同企業体代表者は(9)の要件に適合する必要がある。また、参加申込書提出時に「特定業務委託共同企業体協定書」及び「履行体制」を添付すること。なお、本プロポーザルに参加する場合、その構成員は重複して参加することはできない。重複して参加した場合、いずれの参加も無効とする。

6. 事業者選定までの流れ

	内 容	日 程
1	公募開始	令和 8 年 9 月 25 日(金)
2	参加申込書の提出受付期間	令和 8 年 9 月 28 日(月)から 令和 8 年 10 月 6 日(火)まで
3	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 10 月 16 日(金)
4	仕様書等への質問受付期間	令和 8 年 10 月 19 日(月)から 令和 8 年 10 月 22 日(木)まで
5	質問に対する回答	令和 8 年 10 月 23 日(金)
6	提案書の提出期間	令和 8 年 10 月 26 日(月)から 令和 8 年 11 月 12 日(木)まで
7	プレゼンテーション	令和 8 年 11 月 中旬
8	選定結果の通知	令和 8 年 11 月 下旬

7. 参加資格審査書類の提出

(1)仕様書、関係様式の配布方法

仕様書、プロポーザル参加に係る各種様式は、大分市公式ホームページに掲載しますので、必要に応じてダウンロードし使用すること。なお、郵送等による配布はいたしません。

(2)提出書類

- ①プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ②法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款
- ③会社概要関係書類(パンフレット可)
- ④貸借対照表、損益計算書(直近 2 会計年度)
- ⑤納税証明書(「市税完納証明書」及び国税庁の発行する「納税証明書その 3 の 3」)
- ⑥技術職員保有状況調書(様式第 2 号)及び該当者の免許・資格者証の写し(更新があれば最新のもの)
- ⑦資格保有状況一覧表(様式第 3 号)

(3)提出期間

令和 8 年 9 月 28 日(月)～令和 8 年 10 月 6 日(火)
8 時 30 分～17 時 15 分(執務時間外及び土日祝日等の休日は受理しません。)

(4)提出方法及び部数

(2)の①～⑦を各 1 部下記の提出先に持参してください。

(5)提出先

大分市城崎町 1 丁目 5 番 20 号(本館 2 階)
大分市上下水道局 水道維持管理課 管理担当班

(6)参加資格確認結果の通知

参加申込者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全ての申込者に通知します。

併せて、参加有資格者に対して「勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託提案書」(以下「提案書」という。)等の提出を依頼します。

8. 提案書の提出

(1)提案書等の作成について

提案書等の作成方法は、「勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)に従ってください。

(2)提出書類及び部数

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①提案書(様式第 6 号) | 正本 1 部、副本 9 部 |
| ②提案見積書(様式第 7 号) | 正本 1 部、副本 9 部 |
| ③見積内訳書(様式第 8 号) | 正本 1 部、副本 9 部 |

(3)提出期間

令和 8 年 10 月 26 日(月)～令和 8 年 11 月 12 日(木)

8 時 30 分～17 時 15 分(執務時間外及び土日祝日等の休日は受理しません。)

(4)提出方法及び部数

(2)の①～③を各 10 部(正本 1 部、副本 9 部)下記の提出先に持参してください。

(5)提出先

大分市城崎町 1 丁目 5 番 20 号(本館 2 階)

大分市上下水道局 水道維持管理課 管理担当班

9. 仕様書等への質問及び回答、プレゼンテーション、選定結果の通知等

(1)仕様書等への質問及び回答

仕様書等に対して質問がある場合は、下記のとおり質問を受け付けます。

- ①「プロポーザルに関する質問書(様式第 9 号)」に質問事項を記載し、電子メールにより提出してください。電話による個別の問合せには一切応じません。
- ②回答は電子メールで行うこととし、令和 8 年 10 月 23 日(金)に全提案者へ送信します。

(2)プレゼンテーション

提案書等の提出のあった全提案者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは令和 8 年 11 月中旬に開催予定ですが、日時・場所等が決まり次第全提案者に通知します。
- ②プレゼンテーションの形式は自由とします。また、プレゼンテーションは電子機器を用いて行うことができますが、プロジェクター、スクリーン以外のその他必要な機材等は全て

各提案者で準備してください。

③プレゼンテーションの時間は 30 分以内とし、プレゼンテーション終了後 20 分程度のヒアリングを行います。

④出席者は 1 者あたり 3 名までとし、「プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書」（様式第 12 号）を事前に提出すること。また、出席者は提案書の内容を熟知している者としてください。

⑤プレゼンテーションの際は、提案書提出時に添付していない資料等を新たに使用することはできません。

⑥プレゼンテーション等を欠席した場合は、参加資格を喪失するものとします。

ただし、交通機関の事故等やむを得ない事情の場合は、この限りではありませんので、不測の事態によりプレゼンテーション等の指定時間に間に合わないとは判断される場合は、速やかに大分市上下水道局水道維持管理課（管理担当班）にご連絡ください。

(3)提案の辞退について

提案を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式第 10 号）」を提出してください。

(4)選定結果の通知

提案に対する採否結果は、令和 8 年 11 月下旬ごろに全提案者へ通知します。

10. 契約に関する注意事項

(1)原則

委託業務実施水準に関する事項、支払い等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項等、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び規則、地方公営企業法、同施行令及び規則の定めるところとし、その詳細は契約時に定めることとします。

(2)契約形態

亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による評価の結果、最も優れた評価を得た提案者として受託候補者に選定され、委託者が受託者の決定をしたものと業務委託契約を締結します。

(3)提案書との関係

採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものですが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、委託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがあります。

11. 評価方法及び評価基準

選定委員会において提案書、提案見積書及びプレゼンテーションを総合的に評価することとし、次に掲げる評価項目と配点に基づき、最高得点者となった提案者を受託候補者として選定します。ただし、評価点が著しく低い場合（評価合計点の6割未満）であって、選

定委員会が受託候補者として適当でないと認めた場合はこの限りではありません。

なお、評価合計点が同点である参加事業者が２者以上あるときは、提案見積金額の一番低い参加事業者を選定します。

【評価基準表】

項目ごとの配点は、下記のとおりです。

評 価 項 目			配点	小計
事業者に関する事項		①会社概要及び技術職員保有状況	20	40
		②資格保有状況	20	
業務に関する事項	業務体制	③業務実施計画及び業務遂行体制	40	40
	委託業務に関する事項	④事前調査に対する考え方	30	240
		⑤概略設計に対する考え方	30	
		⑥道路許可関係申請書等の作成に対する考え方	30	
		⑦地元や地権者との協議・調整に対する考え方	30	
		⑧施工に対する考え方	40	
		⑨施工監理に対する考え方	40	
		⑩数量計算書作成に対する考え方	20	
		⑪その他関連業務に対する考え方	20	
	個人情報保護	⑫個人情報保護に対する考え方	20	20
	危機管理	⑬災害時及び緊急時等の危機管理に対する考え方	20	20
	局職員との連携	⑭局職員との業務上の連携に対する考え方	20	20
	その他の業務提案	⑮その他の業務提案	20	20
⑯提案見積金額			100	100
合 計			500	500

(1)評価項目及び配点

採点は、提案内容及び提出見積額を総合的に評価することにより行います。

(2)審査過程の非公開

選定委員会は非公開とし、審査結果及び審査内容についての質問、異議申し立ては

一切受け付けません。

(3)参加者の欠格要件

参加者が次のいずれかの要件に該当した場合は失格とします。

- ①提案書及び提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本募集要項の規定に違反した場合
- ③公正性を欠いた行為があったと選定委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、重大な誤りがあり、選定委員会から再提出を求められたにも関わらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なくプレゼンテーション等に参加しなかった場合
- ⑥公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦その他選定委員会が不適格と認めた場合

12. その他

(1)提案者が 1 者の場合の取扱いについて

提案者が 1 者であっても、プロポーザルを実施します。審査の結果、委託業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を受託候補者として選定します。

(2)提案のための費用負担について

プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。

(3)提案書類の返却等について

プロポーザルに関する提出書類は返却しません。また、提出書類は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがあります。

(4)秘密の厳守について

委託業務及びプロポーザルにおいて知り得た秘密を他人に漏らしてはいけません。委託業務の契約満了、契約解除及びプロポーザル終了後も同様とします。

(5)連絡先等の変更が生じた場合について

提案書提出後に担当者、連絡先等が変更となった場合は、速やかに大分市上下水道局水道維持管理課管理担当班まで連絡してください。

13. 提案書に関する窓口

〒870-0045

大分県大分市城崎町 1 丁目 5 番 20 号

大分市上下水道局水道維持管理課 管理担当班

電 話 : 097-538-1211(内線 211、212)

FAX : 097-538-3712

メールアドレス : jogesui-suidoiji@city.oita.oita.jp